



続・ビザ申請は、 異文化の香り

～アメリカビザ申請・入国審査で嫌な思いをしないために～

要約

ビザの申請や入国審査で、嫌な思いをしたハナシは、よく耳にします。でもその嫌な感じは、もしかすると文化の違いに由来するのかも知れません。そんな観点で作成してみました。

異文化コミュニケーター 長谷川まさし

続・ビザ申請は異文化の香り

～ アメリカビザ申請・入国審査で嫌な思いをしないために ～

2016年6月版

1. はじめに

日本は島国なので、目に見える国境がありません。

地続きの国境がある環境なら、「隣の国への出入りには制限がある」ことを、**知らず知らずのうちに当たり前のこととして身につけるもの**なのでしょうが、日本は事情が異なります。

近年はビザを取得しなくても自由に旅行を楽しめる国が多くなりました。年末年始やゴールデンウィークなど混雑する時期の海外旅行では、入国審査でも何も聞かれずに素通りみたいな場合も多々あるようです。こうした状況に慣れてしまうと、外国に入国させてもらうことをまるで「こちらの権利」であるかのように誤解してしまうのも、島国育ちの日本人としては、ある意味自然なことなのかもしれません。

そうはいつでも、何かの理由でビザが必要になりその申請が思いがけずに却下されてしまった時や、入国審査でプライベートな質問をあれこれされた挙げ句に別室に通されてしまったような時に、初めて国境という目には見えない壁を意識させられることとなります。それでもまだ「自分はおお客様の立場」だと勘違いして食い下がろうとすると、

「それが国権というものです」

と一蹴されてしまうことになりかねません。学校の授業の1コマでも（例えば高校の現代社会などで）、国境があるということの意味を考える機会が一度でもあれば、こうはならないと思うのですが、いかがでしょうか？

というワケで、本書は、「ああ、カン違い状態」になる人が一人でも減ってくればとの願いから、作成したものです。

2. 外国人を入国させるかどうかは法律で決めている！

今も話題が絶えない元ビートルズのメンバー、ポール・マッカートニー。昔のハナシをほじくり返すようで本人には申し訳ないのですが、彼は、麻薬を所持していたとして、日本国への入国を拒否されたことがあります。

アメリカに限らず外国に「入国」しようとする「入国審査」が必ずありますが、この入国審査は「その国が独自に定めている法律」によって行われています。日本国には入国管理法と呼ばれている法律がありますが、アメリカでは「移民国籍法“Immigration and Nationality Act”」（以下、移民法）と呼ばれている法律がそれです。

なぜこのような法律があるかという、それは、

自分の国（あるいは国民）を守るため

です。

ポール・マッカートニーの例でいうなら、「麻薬を持っている者は日本国民に害を与える可能性があるから入国させない」という日本の国としての意志が入国管理法に示されている、ということになります。法律を前には、誰もが知っている有名人でさえも例外扱いはしてもらえないのです。

麻薬から国民を守るというのは、あえて説明されなくても理解できることですし、そのような制限をすることに反対する日本人はあまりいないと思います。では、

国民を失業から守るため

となると、どうでしょうか？ちょっと難しいですね。日本で働くことを希望している外国人を自由に入国させると、賃金を引き下げる圧力となって国民の雇用不安を招きかねません。でも逆に、非常に優れた能力を持った人ならば、日本に来て働いてくれた方が、雇用を生む原動力になってくれるかもしれません。すると問題は、

どのような線引きをするか

ということになってきます。

このような線引きが、日本は入国管理法、アメリカは移民法とその関連規則にきちんと定められていて、その規定に従って入国やビザの発給の可否の判断がなされているのです。

ついでにもうひとつ、参考まで。

2014年6月に、日本の警視庁が持っている指紋データを、アメリカに提供することが正式に決まりました。それ以前は、必要があればインターポールを通じての提供のみだったそうですが、日本の指紋データまで、アメリカの入国管理に使われることになったのです。もっともこれは、日本だけではなくて、ビザを取得しなくても観光や商用でアメリカに入国できることになっている国と地域全てが対象です（他の国々はビザの申請時に指紋を採られますので、この制度の対象にはなっていません）。

いかがですか？アメリカ（もちろん日本もでしょうが）は、テロリストや暴力団の構成員、重犯罪などの前科のある外国人を入国させないための方策を、さまざまな面から工夫しています。悪意を持って入国しようとする人たちは、「自分は悪い人で一す」と宣言して入国してくるわけではありませんから、

来てほしくない外国人を入国させない

というのは、思いのほか大変な作業なのです。入国審査官やビザ申請の面接をする領事官を「つけんどんで威圧的だ」と感じている方、それは誤解というもので、こうした背景を考えると、真剣にならざるを得ないと理解できますし、また日本人だからといって例外扱いしてもらえないワケではないのです。

読者の皆さんの中には、まだ納得がいかない方がいると思います。「私は犯罪人じゃないし、働くつもりもありません。ただアメリカという国が好きだけです。」と。お気持ちはわかります。冒頭に「それが国権というものです」と書きましたが、筆者なりにこの言葉の意味を解釈するなら、「あなたは、アメリカ人ではありませんから、アメリカという国を支えることに何の貢献もしていませんし、できる立場にもありません。アメリカ人たちは皆、税金を納め自治に参加することで国を支えています、外国人がそうした私たちの努力にただ乗りすることはできないのです。」と、こうなります。

くどいようですが、アメリカから見て外国人である私達日本人には、アメリカに入国させてもらう「権利のようなもの」はありません。**入国させてもらう権利を主張できるのは、自分の国、つまり日本だけなのです。**

3. 自分で解釈は、危険！

私たちの日常生活では、法律なんて難しそうなことは、普通の生活をしている限りはあまり気にする必要性はないもの、というのが一般的な感覚です。職場においてさえも、「法律はどう規定しているのか」を気にしなければならない仕事って、そんなに多くはないと思います。

でも、もし法律はどうなっているのかが気になる状況になったら、どうしますか？

読者のみなさんの中には、「まずは自分で、関連する法令をネットで検索して調べる」と

いう人もいるかもしれませんが。すぐに回答が見つかる場合もあるでしょうが、法文というのは、解釈なしでは意味不明に読めてしまうものも多く、調べれば調べるほど混乱する場合も多いものです。

アメリカの移民法は、残念ながら、後者のほうだにご理解下さい。

観光（娯楽目的）で、「普通に」アメリカに渡っている場合には、普段の生活と同じで移民法なんて全く気にする必要はありません。ですが、「ビザ免除は入国するときに90日の滞在期間をもらえる」ということから一步踏み込んで、「一度出国しさえすれば、また90日もらえるはずだよ」とか、さらにもう一步踏み込んで「出国するのなら日本に一時帰国しようが、カナダに出国しようが同じはずだよ」となってくると、これは危険です。このような考えは移民法の「自分勝手な拡大解釈」ということになりそうです。

相手がやっかいな法律だ、ということさえ意識していれば、このように自分に都合のよいように考えるのは危険だと感じていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。もし、自分で調べてみたいという方がいらっしゃれば、移民法そのものよりも『連邦標準規則』から入ることをお勧めします。法を執行する立場の政府が解釈したものが連邦標準規則だと考えると解りやすいと思います。

4. 日本語の曖昧さが落とし穴に！

法律の解釈だなんて、話しがだんだんとややこしくなってきましたが、本書でどうしてもみなさんにお伝えしたいことが二つあります。ひとつめは、英語と日本語の語感の違いがトラブルの原因になる場合もある、ということです。

日本語の『住む』と英語の『live』とは違う？

例えば、日本語では「ちょっとだけハワイに住んでいたことがある」って、普通に言いますよね。でも、ビザを申請するときや入国審査を受けるときには、この言葉の使い方には要

注意なのです。

わかりにくいと思いますので、具体的に考えてみましょう。例えば、ビザ免除でぎりぎりの90日間、友人・親戚などのお世話になりつつ、観光したり、現地ならではの食事を楽しんだり、あるいは現地の友人達との時間を楽しむとかロミロミを習ってみたり・・・などなど。90日間ともなれば、後になって振り返る場合には特に、日本語的には住んでいたと表現してしまいそうです。でもこれは、「ハワイ滞在(stay)を楽しんでいた」だけで、「住んでいた」わけではありません。ハワイに滞在していた期間中も「住んでいた」のは、日本です。単に住まいが日本にあるというだけではなくて、その間の生活の糧は日本にあったはず。こうしたことまで含めて”live”なのです。

この例のように、普段私たちが『住む』という言葉を使うときは、英語的には”live”というよりも、『滞在する(stay)』という意味で使っていることも多々あると思うのですが、いかがでしょうか？逆に、日本語の『住む』に比べて英語の『live』には、生活をするというニュアンスがととても強いと思います。日本語には『生活する』という別の言葉があるのに対して、英語で生活するというとやはり『live』を使うからです。

というわけで、留学などの個人的な目的でアメリカのビザを申請するときや、入国審査を受ける際には、日本語感覚で『住む(live)』という言葉は、避けて通るのが賢明です。「私はアメリカに住むことが夢です」なんてことを軽々しく口にしてしまうと、「住む」の意味が、本人の意図としては、上の例のようなロングステイや留学したいという意味であったにしても、『アメリカに移住したい』という意味にとられてしまいかねないのです。

ところで、例のようなロングステイを楽しみたいような場合の入国審査の時に、滞在の目的を聞かれたらどのように答えますか？『sightseeing』というのは、ちょっと違うような気がしますよね？筆者なら、迷わず『vacation』と答えます。これなら、友人に会うのも、ロミロミやフラダンスのクラスに通ってみるのも全部含まれる感じです。これもやはり日本語の普段の会話では、カンタンに「観光でハワイに行ってきた」と言ってしまうのですが、その感覚で、入国審査の時に『sightseeing』と言ってしまうと、これもあらぬ誤解の原因になりかねません。

「そんな細かいこと…」と思われるかも知れませんが、異文化・異言語間で生じる誤解の原因って、こうした細かいことではないかと筆者は考えています。一度誤解されてしまうと、その誤解を解くのは日頃の人間関係であっても大変なこと。それを避けるためにできることがあるならば、実行するべきではないでしょうか。

5. 『誤魔化し』は、絶対にダメ！

アメリカのビザを申請する際や入国審査を受けるときに、もうひとつ絶対にしてはいけないことがあります。それは、

嘘偽りや意図的な誤魔化しは、絶対にダメ！

ということです。

嘘をつくというのは、もちろんやってはいけないことですが、アメリカ社会では、政府に対する虚偽の申請については、私たちが想像する以上に、非常に厳しく処分されるようになっているようです。ビザの申請や入国審査の時も例外ではありません。明らかな嘘というだけでなく、意図的に誤魔化そうとしているようなことが発覚してしまうと、取り返しのつかないことになりかねません。筆者は、パスポートに 212(a)(6)(C) とハッキリと記載されているのを何度か見たことがあります。こうなると、レッドカードどころか追放状態です。

「アメリカ政府の役人と向き合うときは、正直に」は、とても重要なことなのです。肝に銘じておきましょう。

この文書は配布フリーですが、著作権を放棄したわけではありません。内容の一部または全部を商用利用される場合には、お手数ですがご下記の URL より一報下さいませ。